

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は、議第18号、19号、21号に反対の立場から討論します。まず議第18号「令和元年台風第19号に関する意見書」についてですが、被災者生活再建支援や医療・福祉・教育施設の復旧支援など、国の支援が十分と言えないことから、意見書の提出は当然と考えます。

しかし、非人間的な避難生活を強要している避難所の問題や、使い勝手の悪い住宅応急修理制度の問題など、至急改善が必要な災害救助法の抜本的改正は特記されていません。また8項として、これまで会派として反対してきた国土強靱化の推進が盛り込まれており、賛同できません。安倍政権の国土強靱化計画は、大型開発など不要不急の事業を温存し、財政を圧迫してきました。緊急3か年計画は度重なる災害を受けて、これまで先送りされてきた事業が盛り込まれたにすぎません。気象変動や地震活動の活発化が指摘される現状をふまえ、真に効果的な防災・減災の事業に期限を設けず予算を保障することが求められます。

次に議第19号「治水対策の推進を求める意見書」について述べます。前文に、利根川の「上流の7つのダム群で河川の水位上昇を約1メートル抑え」た旨、述べられていますが、7つのダム群には湛水試験中のハツ場ダムが含まれます。国土交通省発表の速報値を無批判に用い、ハツ場ダムを含めて、治水効果の有効性が確認されたとすることは賛同しかねます。

今回、ハツ場ダムが貯めた水量は7千5百万立法メートルとされていますが、湛水試験の初期段階であったため本格運用時を1千万立方メートルも上回って貯留できたとの指摘があります。水資源開発問題全国連絡会共同代表の嶋津暉之氏は、「本格運用されていれば、満杯になり、緊急放流しなければならない事態に陥っていた」と指摘しています。このような指摘を踏まえ、科学的に検証しなければならない問題です。

ダムはダム上流部に降った雨しか貯められず、治水効果は限定的です。しかも貯水量を越えれば緊急放流するしかなくなり、下流に氾濫・決壊を引き起こす危険が生じます。にもかかわらず、国土交通省は、ダムありきの治水対策を推進し、ダム建設に巨額を投じながら、河床掘削や堤防整備など真に効果的な対策は後回しにしてきました。本県では思川開発南摩ダムの建設が進められており、治水計画の抜本的見直しを国に求めるのであれば、ダム建設の見直し・中止を含めたものとすべきです。

最後に議第21号「スマート農業の推進の加速化を求める意見書」について述べます。

新技術を農業経営に取り入れ、省力化や経営の効率化を図ることは必要ですが、安倍政権が進めるスマート農業は、機械・情報産業の先端技術を強引に農業技術に取り入れようとするもので、農家の自律性を損う懸念があります。安倍政権がめざすのは、スマート農業の実現などにより競争力の強化や、農地の集積・集約化の推進、大区画化、汎用化・畑地化等で、家族農業の育成・支援とは真逆です。

これまでもTPPや日EU・EPA、日米貿易交渉など、際限のない輸入自由化を推進し、度重なる災害も相まって、離農に拍車がかかっています。本県では最近5年間だけで約8千戸も販売農家が減少しました。こうした状況を打開するには、輸入自由化政策を見直し、営農意欲を維持する農産物の価格保障と所得補償を組み合わせた支援策に転じることが不可欠です。家族農業や小規模農家を離農に追い込み、農村地域の衰退を加速するアベノミクス農政の政策推進を求めることはできません。以上、3つの意見書への反対討論といたします。